

議第129号 専決処分の承認について

1 専決処分の趣旨

国家公務員の給与に関する人事院勧告（令和2年10月7日付け）に準じ、期末手当の改定を行うため、呉市職員の給与に関する条例等を一部改正し、令和2年12月1日までに施行する必要があるが生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、当該条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものです。

2 改正の内容

(1) 呉市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

期末手当の年間支給割合を、再任用職員を除き0.05月分引き下げました。これにより、令和2年における期末手当と勤勉手当の年間支給割合の合計は、4.5月分が4.45月分になりました。

【期末手当と勤勉手当の各期別支給割合】

（括弧内は再任用職員 単位：月）

期別 区分	現 行			改 正 案		
	期 末	勤 勉	合 計	期 末	勤 勉	合 計
6 月期	1.3 (0.725)	0.95 (0.45)	2.25 (1.175)	1.3 (0.725)	0.95 (0.45)	2.25 (1.175)
12 月期	<u>1.3</u> (0.725)	0.95 (0.45)	<u>2.25</u> (1.175)	<u>1.25</u> (0.725)	0.95 (0.45)	<u>2.2</u> (1.175)
計	<u>2.6</u> (1.45)	1.9 (0.9)	<u>4.5</u> (2.35)	<u>2.55</u> (1.45)	1.9 (0.9)	<u>4.45</u> (2.35)

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第2条関係）

特定任期付職員の期末手当の年間支給割合を、0.05月分引き下げました。これにより、期末手当の年間支給割合の合計は、3.4月分が3.35月分になりました。

【期末手当の各期別支給割合】

（単位：月）

期別区分	現 行	改 正 案
6 月期	1.7	1.7
12 月期	<u>1.7</u>	<u>1.65</u>
計	<u>3.4</u>	<u>3.35</u>

(3) 呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第3条関係）

会計年度任用職員の期末手当の年間支給割合を、0.05月分引き下げました。これにより、期末手当の年間支給割合の合計は、2.6月分が2.55月分になりました。

【期末手当の各期別支給割合】

(単位：月)

期別区分	現 行	改 正 案
6月期	1.3	1.3
12月期	<u>1.3</u>	<u>1.25</u>
計	<u>2.6</u>	<u>2.55</u>

3 令和3年6月期以降の期末手当の引下げ

今回の人事院勧告では、令和3年6月期以降の期末手当に係る引下げの勧告もされていますが、当該引下げに係る改正案については、令和3年3月定例会に提出する予定です。

4 施行期日

令和2年12月1日